第Ⅰ章　共通事項

１．事業の概要

（１）事業の名称

この事業の名称は、「堺市原池公園等管理運営事業」（以下「本事業」という。）とします。

（２）原池公園の概要

原池公園は昭和 40 年に都市計画決定された計画面積 17.5ha の運動公園です。主な施設は体育館（アリーナ、トレーニング室、多目的室）、野球場、スケートボードパーク、修景池、バーベキュー広場、遊具広場、駐車場などです。災害時には広域避難地の機能を有する都市公園に位置付けられているほか、体育館は地震災害時の指定避難所として指定されています。

また、体育館等のスポーツ施設は市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的としています。

設置年月	平成 19 年 5 月
設置場所	堺市中区八田寺町 320－20
設置規模	開設面積　令和 2 年 4 月 1 日現在　135,633 ㎡ 令和 3 年 4 月 1 日予定　151,647 ㎡ 令和 4 年 4 月 1 日予定　175,000 ㎡
種別	運動公園
都市計画上の位置付け等	用途地域：指定なし
	高度地区：指定なし
	防火・準防火地域：指定なし
	生産緑地地区：指定なし
	その他：指定なし
地域防災計画	広域避難地の機能を有する公園、指定避難所（体育館）

（３）管理施設

１）施設の名称　原池公園
　所在地　　堺市中区八田寺町 320－20
　開設日　　平成 19 年 5 月 10 日など

２）施設の名称　堺市原池公園体育館（以下「体育館」という。）
　所在地　　堺市中区八田寺町 320
　開館日　　平成 19 年 4 月 1 日

３）施設の名称　堺市原池公園スケートボードパーク（以下「スケートボードパーク」という。）

所在地　　堺市中区八田寺町 320－20

開設日　　平成 23 年 12 月 1 日

4）施設の名称　堺市原池公園野球場（以下「野球場」という。）

所在地　　堺市中区平井 411

開場日　　令和 2 年 4 月 1 日

5）施設の名称　堺市陶器スポーツ広場（管理棟・陶器野球場・陶器テニスコート）（以下「陶器スポーツ広場」という。）

所在地　　堺市中区陶器北 434

開設日　　平成 2 年 4 月 1 日

■施設内容　原池公園等の主な施設は別紙Ⅰ－①のとおりです（今後完成予定施設を含む）。

※別紙Ⅰ－①に記載のない公園施設もすべて指定管理の範囲に含みます。

備品（Ⅰ種）は別紙Ⅰ－②参照

【原池公園等の位置図】

泉北高速鉄道深井駅より南西へ 1.2 キロメートル

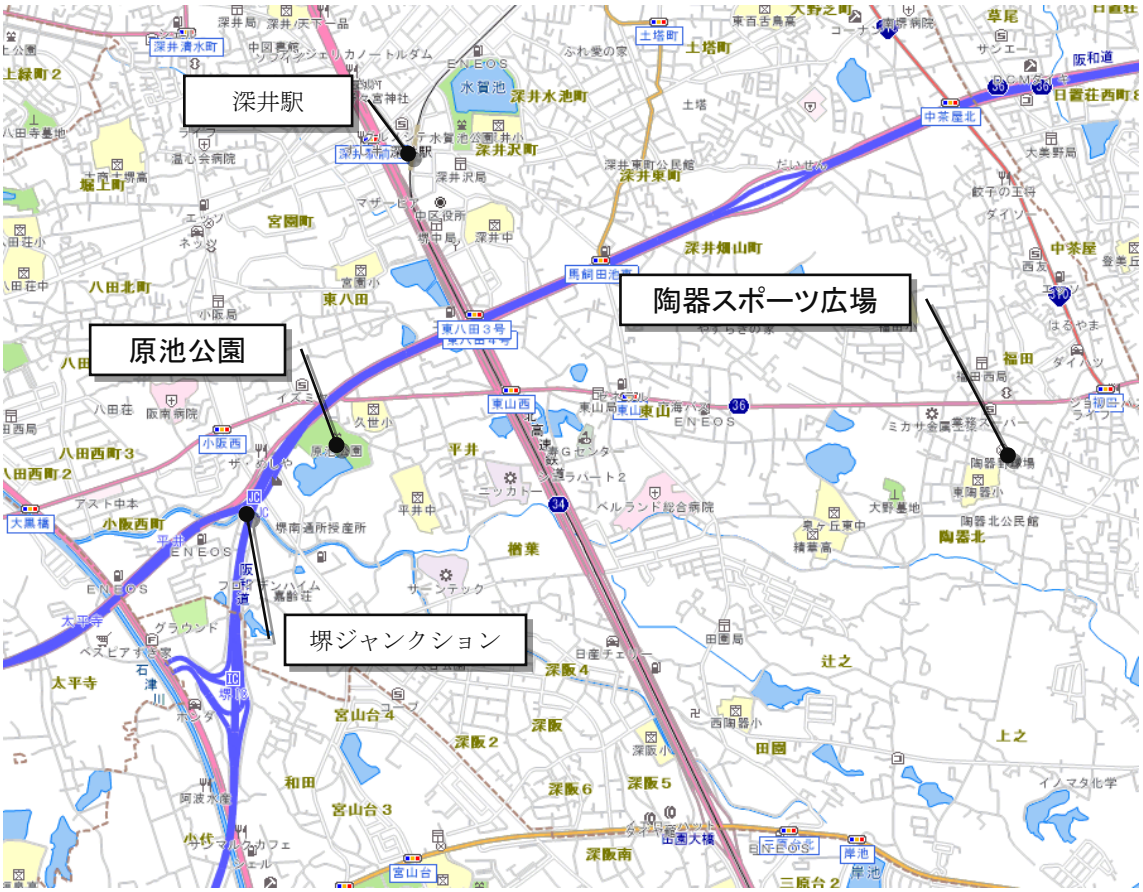

【原池公園現況図】

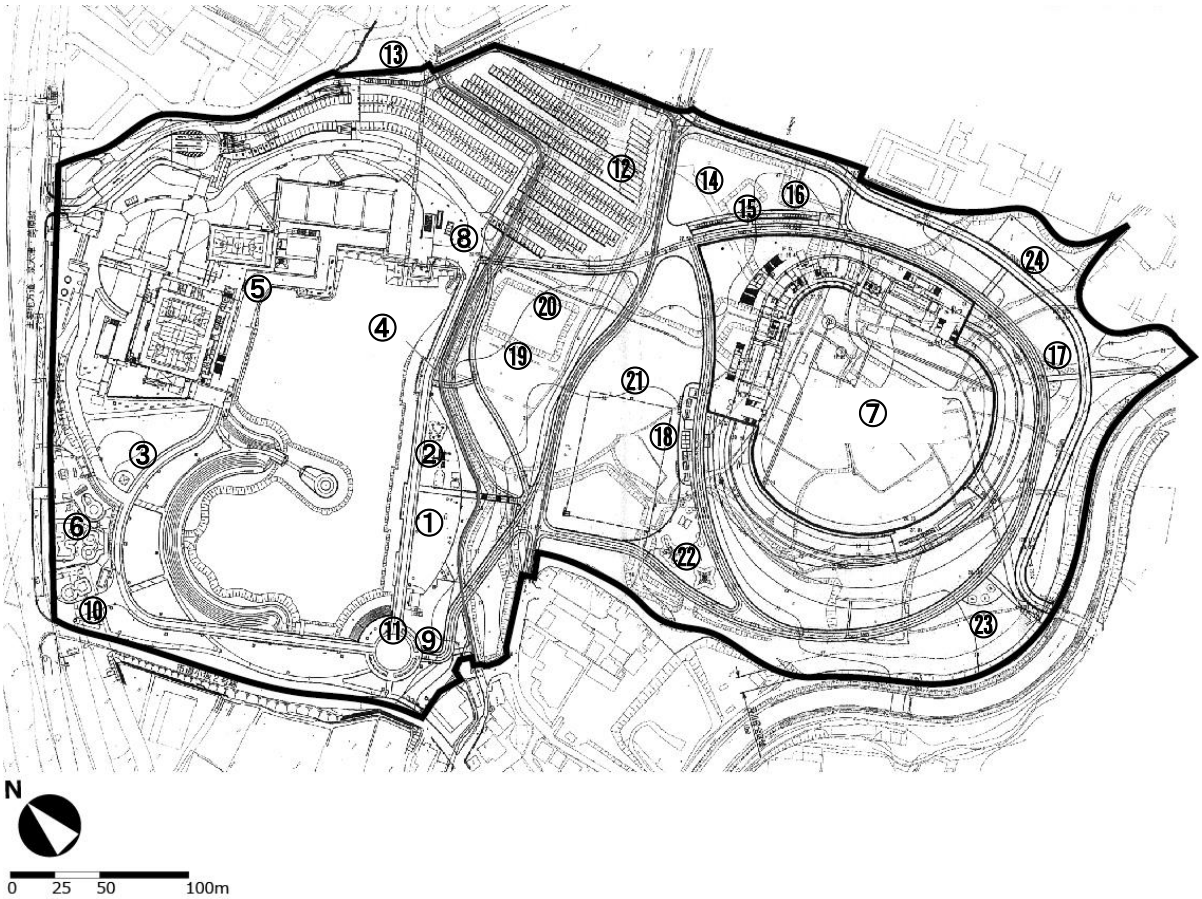

既設施設

① 多目的広場 A
② 複合遊具
③ バーベキュー広場
④ 原池
⑤ 体育館
⑥ スケートボードパーク
⑦ 野球場
⑧ 健康遊具 A
⑨ トイレ A
⑩ トイレ B
⑪ トイレ(マンホール型防災トイレ)
⑫ 駐車場
⑬ 駐輪場 A
⑭ 多目的広場 B（臨時駐車場）
⑮ 駐輪場 B
⑯ 防災トイレ（20 穴）
⑰ 健康遊具 B
⑱ トイレ C、防災トイレ（11 穴）

令和 2 年度完成予定施設

⑲ 多目的広場 C
⑳ 管理棟
㉑ 多目的広場 D
㉒ 大型複合遊具

令和 3 年度完成予定施設

㉓ 健康遊具 C
㉔ 圃場

【陶器スポーツ広場現況図】

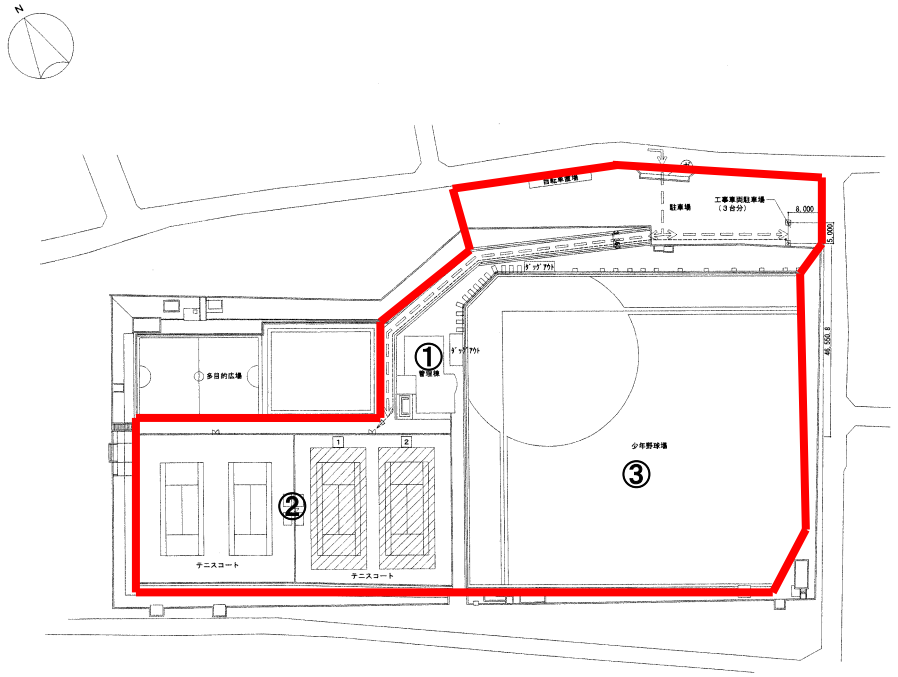

※外周フェンスの管理及び修繕は指定管理者が行うものとする。

管理区域

既設施設

① 管理棟

② テニスコート

③ 野球場

【現地写真】

エントランス

原池

【令和元年度に行われた主なイベント】

10 月	地域の秋祭り 堺市民オリンピック（バレーボール会場） 中区安全安心まちづくりフェスティバル

【建ぺい率】

主な既存施設	体育館、スケートボードパーク管理棟、自動車車庫、トイレ、野球場 （現在建ぺい率　約 6.0%）
建築可能残面積	約 10,600 ㎡

（４）事業の目的

本事業では、原池公園全域（池、体育館等スポーツ施設含む。）及び陶器スポーツ広場を公募設置管理制度（以下「P-PFI」という。）と指定管理者制度を併用して同一事業者において一括して管理運営することにより、効果的、効率的に本公園の魅力創出につなげるとともに、利用者サービスの向上を図ることはもとより民間事業者の活力とアイデアの活用や地域と連携することで、原池公園を「多様な運動施設を活かした健康・レクリエーションの拠点であり、地域活動・地域活性化につながる運動公園」とすることを目的とします。

また、P-PFI を用いて民間資金を活用することで、公園整備・管理に係る市の財政負担が軽減されることも期待します。

（５）事業内容

１）P-PFI の活用による民間活力を導入した収益施設の整備

①都市公園法の P-PFI を用いて、民間のアイデア・ノウハウ・資本を活用した公園の価値を向上できる収益施設（公募対象公園施設）や、広場や園路等（特定公園施設）の整備を行っていただきます。

②P-PFI による事業を行うことで、民間ノウハウを活かした一体的な管理運営による効率化や、将来的な発展に向けた長期的な視点を持った効果的な取組となるように進めていきます。

２）同一事業者による本公園全体の一元管理

①現在、指定管理者による管理を行っている体育館、スケートボードパーク及び野球場に加え、直営管理となっている園地等に指定管理者制度を導入し、本公園内全ての施設を同一事業者（P-PFI 事業者及び指定管理者（法人のグループを含む。））での一元管理を行います。なお、陶器スポーツ広場についても一元管理の範囲に含みます。

②有料施設の使用料については利用料金制とし、指定管理者の歳入とすることにより、事業者が公園全体の活性化や効果的かつ効率的な管理運営を行うことによって、事業者の利益に繋がるような仕組みとし、事業者の意欲向上や、目標を持った管理運営が期待できます。

③指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日までを最長とし、長期的な経営視点にたった運営を行っていただきます。

３）既存駐車場の管理運営及び自動販売機の設置

①既存駐車場の管理運営については、都市公園法第 5 条による公園施設管理許可を公園管理者から受けることにより行っていただきます。

②体育館等のスポーツ施設及び本事業で管理運営を行っていただくバーベキュー施設など便益施設の利用者等により駐車場が混雑する可能性がある場合は、それぞれの

施設の運営で駐車場利用者の抑制を行うなど、事前に調整を行っていただきます。

③自動販売機の設置については、市道（平井 2 号線）を除く本事業区域全域で設置が可能ですが、設置にあたり原池公園内では都市公園法第５条による公園施設設置許可を、陶器スポーツ広場内では公有財産の賃貸借契約が必要となります。

なお、公園園地部分に設置する自動販売機には防犯カメラの設置を行うこととし、防犯カメラが設置されていることが分かるようにすることとします。

また、設置にあたっては、周囲との調和に配慮し景観を阻害することが無いようにすることとします。（参考　資料Ｉ－①－１　原池公園等自動販売機設置状況、資料Ｉ－①－２　飲料自動販売機設置事業実施要領（陶器スポーツ広場））

④駐車場の管理及び自動販売機の設置については、指定管理事業ではありません。そのため、駐車場及び自動販売機の売り上げは同一事業者の収益になります。市は当該収益により指定管理料等、市の財政負担の軽減が図られることを期待します。

４）経理事務

経理事務にあたっては､P-PFI 事業及び指定管理事業等に係る収支報告を行っていただきますが、それぞれの事業ごとの報告に加えて、本事業全体として報告を行っていただきます。

５）本事業により期待される効果

①長期的な視点で管理運営を行うことで、短期ではできなかった人材や設備の投資が可能となり、人材育成や初期投資が多く必要となる便益施設の設置など、多様な事業展開を行うことができます。さらに、長期に多様な事業展開を行うことにより、SDGｓの達成に寄与する取組が期待できます。

②園地及び体育館等スポーツ施設と収益施設の管理運営を同一事業者による一元化を図ることにより、園地の有効活用として地域活性化や健康増進、また、スポーツ振興に寄与する事業展開や公園全体を活用したプログラムなどを行うことができ、公園の活用方法が広がるため公園を長時間利用していただくことが可能になります。さらに、一体的な管理運営による賑わいの創出が公園内に留まらず周辺地域の活性化につながることが期待できます。

（６）事業イメージ

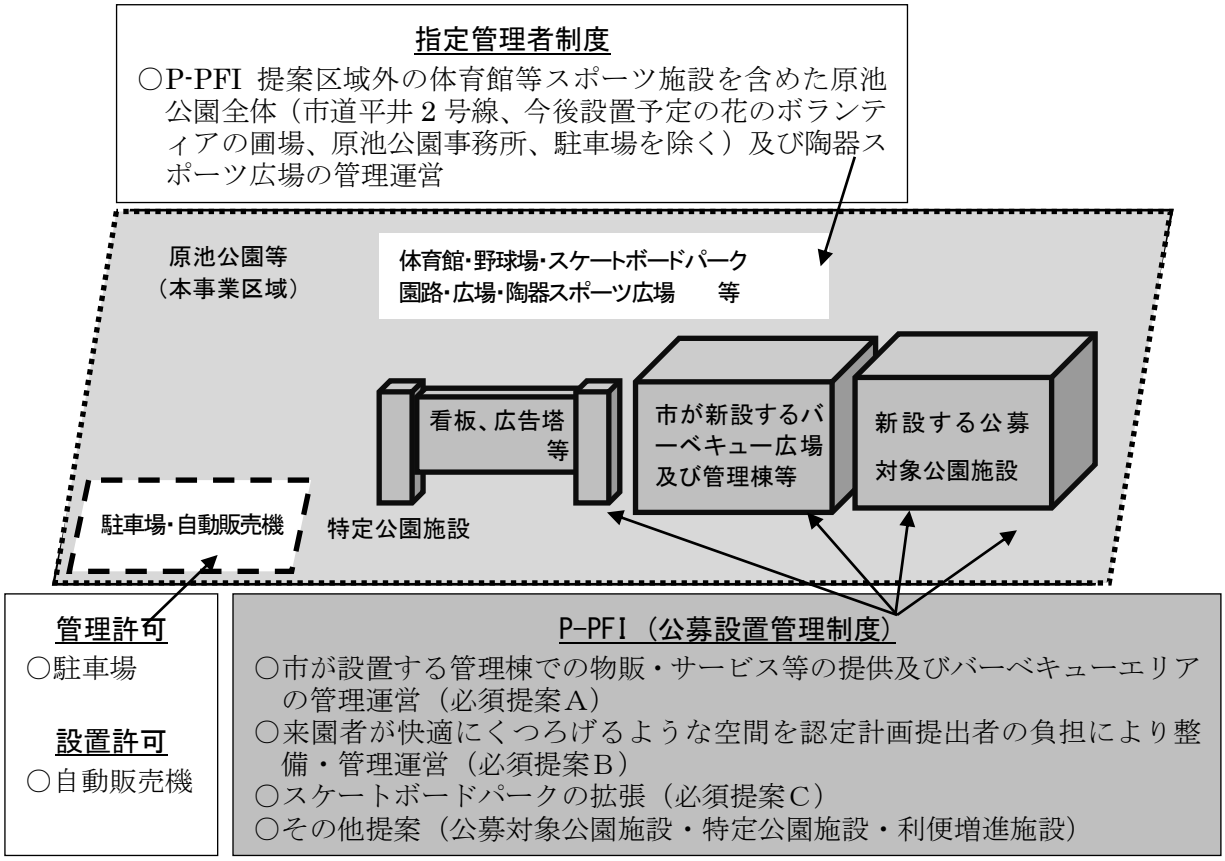

※P-PFI の提案可能区域は原池公園内の体育館・野球場・既存のスケートボードパーク・市道（平井２号線）を除く全域（提案区域の詳細（図面）は第Ⅱ章　公募設置管理制度（P-PFI）に掲載）

※陶器スポーツ広場で自動販売機の設置を行う場合は、公有財産賃貸借契約となります。

※既設駐車場 15,674 ㎡は、使用料（使用面積１㎡につき１年　1,300 円）を市に支払い管理していただきます。

（７）事業期間

事業期間は、令和３年４月１日から令和23年３月31日までを最長期間としています。（ただし、提案年数の年度末とすることも可）

R3.4.1

<table>
<tr><td rowspan="7">基本協定の締結</td><td colspan="4">基本協定期間</td><td rowspan="7">事業終了</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">公募等設置計画の認定の有効期間（最長20年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>協議・設計</td><td>工事</td><td>供用期間</td><td>撤去</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>協議・引継ぎ</td><td colspan="3">指定期間（最長20年）</td></tr>
</table>

指定期間は、市議会の議決を経て決まります。

なお、以下の図に示す区域においては整備工事を実施中ですので、事業実施にあたり、開始時期、施工方法等（工事進入路等を含む）は市と協議・調整する必要があります。

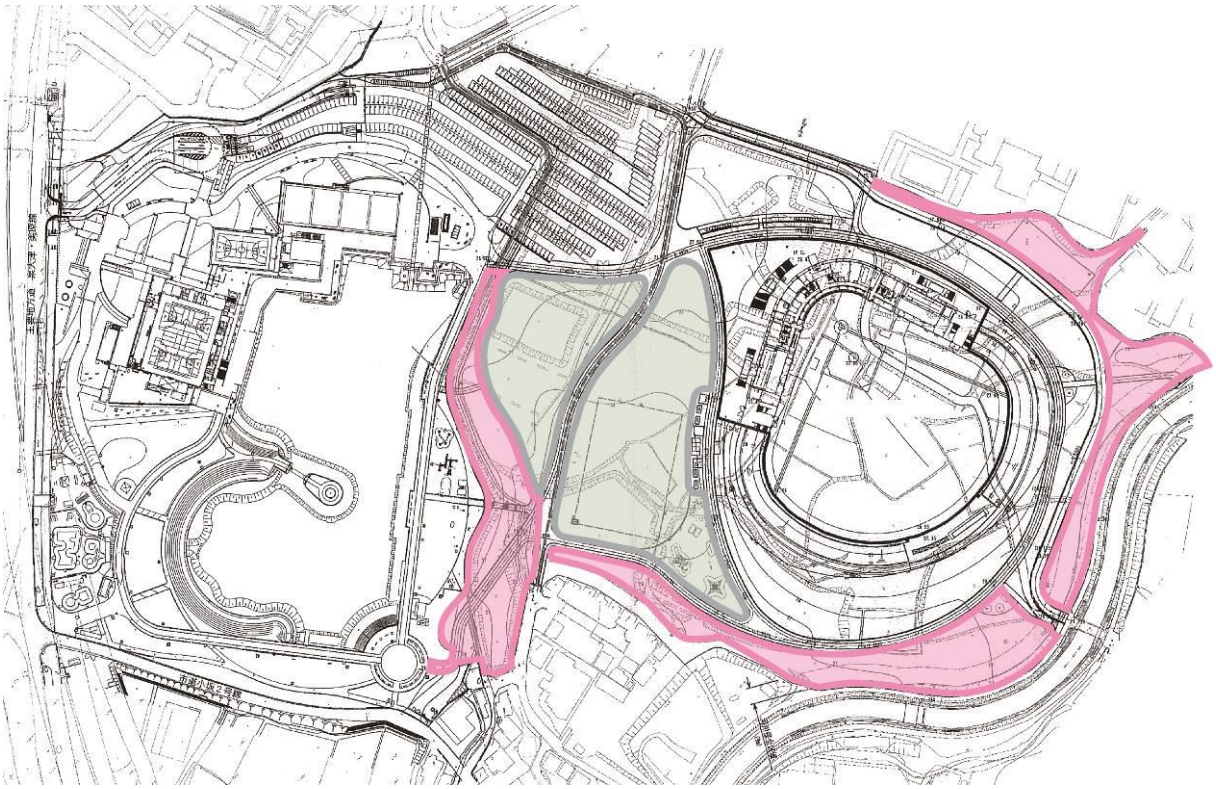

令和２年度整備工事区域　　令和３年度整備工事区域

２．募集手続きに関する事項

（１）公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項等の公表	令和２年６月１日（月）～8 月 31 日（月）
説明会申込期限	令和２年６月 11 日（木）
現地説明会	令和２年６月 18 日（木）
質問の受付	令和２年６月 19 日（金）～7 月 10 日（金）
質問の回答	随時、最終回答令和２年８月７日（金）予定
応募書類の受付	令和２年９月１日（火）～9 月４日（金）
書類審査・面接審査	令和２年 10 月上旬（予定）
選定結果の通知	令和２年 10 月中旬（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和２年 12 月下旬（予定）

（２）応募資格等

１）応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

①スポーツ振興に関する事業の実績を有し、かつ体育館等の設置理念に基づき、その管理運営業務及び、植栽管理を含む都市公園の管理運営業務を円滑に遂行できる能力を有すること。

②法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません）。

③欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

２）グループ応募について

①グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

②グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

③複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

④代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

⑤指定管理者の指定を受けた場合、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

⑥代表法人は当該業務を遂行する責務を負うこととします。

3）その他（業務実施にあたり必要な事項）

①建築物の設計及び監理業務を実施する法人のうち、少なくとも 1 者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録された者であることとします。

②建設業務を実施する法人のうち、少なくとも 1 者は、過去 10 年以内に公園又はそれに類する空間の建設工事実績を備えることとします。

③樹木等の管理運営業務を実施する法人のうち、少なくとも 1 者は、過去 10 年以内に公園の樹木等の管理業務又はそれに類似した実績を備えることとします。また、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱第 3 条第 1 項第 1 号に定める市内業者であることを期待します。

【堺市建設工事等入札参加資格名簿】

URL:
https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/sankayushikaku/yushikakuichiran.html

【堺市物品調達、委託等入札参加資格登録名簿】

URL:
https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/chotatsu/gyoshatoroku/index.html

4）加点項目について

応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別表の選定基準に定める配点（6 点）を上限として項目ごとに 2 点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たす必要があります。

該当要件		配点
1	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、令和 2 年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者*を 1 人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 ＊：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	2 点

2	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条による認定を受けている場合	2 点
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合	2 点
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	2 点
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき、65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合	2 点
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	2 点
7	ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES ステップ 2 の登録又はエコステージ（レベル 3）の認証のいずれかを受けている場合	2 点

（3）欠格事項

応募書類の受付最終日において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1 団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、応募後においても、次の事項に該当することとなった場合は、失格若しくは指定を取り消すことがあります。

1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により市が一般競争入札に参加させないこととしている団体

2）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により市から指定管理者の指定を取消され、その取消しの日から 2 年を経過していない団体

3）市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体

4）堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体

5）堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体

6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）

7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続をしている団体

8）破産者で復権を得ない者

9）法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあっては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）

10）次の各号に該当する者が役員となっている団体

①破産者で復権を得ない者

②法律行為を行う能力を有しない者

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

④市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（4）選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

①応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合

②応募に際して不正行為があった場合

③提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

④応募資格に反することが認められた場合

⑤選定委員、市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合

⑥本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

（5）応募手順

1）募集要項等の公表

令和2年6月1日（月）から市ホームページにおいて公表を行います。

2）現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんができるだけご出席ください。

なお、説明会当日はマスクの着用を必須とします。また、当日は検温を行っていただき平熱を越える発熱がある場合は、参加者の変更等コロナウイルス感染拡大防止への配慮をお願いします。

現地説明会への参加に際しては、令和2年6月11日（木）の午後5時までに「現地説明会参加申込書」（様式Ⅰ－①）に必要事項を記入の上、持参、E メール又は FAX で提出してください（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします）。持参の場合の受付は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）。

① 開催日時及び場所

令和2年6月18日（木）　午後2時から2時間程度

堺市中区八田寺町 320　体育館

ＴＥＬ072－278－1004

②　参加人数：1 団体 2 名まで

③　現地説明会参加申込書提出先

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号　堺市建設局公園緑地部公園監理課（高層館 17 階）

ＴＥＬ072－228－7824　　ＦＡＸ072－228－1336

Ｅメール　kokan@city.sakai.lg.jp

3）質問の受付

質問がある場合は、質問票（様式Ｉ－②）を令和 2 年 6 月 19 日（金）から 7 月 10 日（金）までの期間に、持参、E メール又は FAX で提出してください（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします）。持参の場合の受付は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）。

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問票に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、市ホームページに掲載します。なお、令和 2 年 8 月 7 日（金）を最終回答とする予定です。

【質問票提出先】

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号　堺市建設局公園緑地部公園監理課（高層館 17 階）

ＴＥＬ072－228－7824　　ＦＡＸ072－228－1336

Ｅメール　kokan@city.sakai.lg.jp

4）応募書類の受付

堺市原池公園等管理運営事業に係る必要書類を添えて、持参してください。

①提出場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号　堺市建設局公園緑地部公園監理課（高層館 17 階）

ＴＥＬ072－228－7824　　ＦＡＸ072－228－1336

②提出方法及び提出期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）から 9 月 4 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで

上記提出先まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（3. 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。

３．提出書類に関する事項

（１）書類の提出

応募に当たっては、下記の応募書類一覧に記載の書類を提出してください。副本は提案者名を伏せ、提案者が判別できるような表現等は厳に慎んでください。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 7 条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

＜応募書類一覧＞

提出書類	様式	提出部数	
		正	副(写)
1．団体概要	様式自由	1 部	1 部
2．グループ構成書（グループ応募の場合に提出）	様式Ｉ－③	1 部	1 部
3．誓約書			
（1）欠格事項に該当しない旨の誓約書	様式Ｉ－④	1 部	1 部
（2）グループ協定書兼委任状（グループで応募する場合）	様式Ｉ－⑤	1 部	1 部
4．応募制限関連書類（応募グループにあっては、代表団体及び構成団体のすべてについて提出）			
（1）定款、寄附行為又はこれらに類する書類	様式自由	1 部	1 部
（2）法人の登記簿謄本又は登記事項証明書及び印鑑証明	各種証明書	1 部	1 部
（3）団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可）	様式自由	1 部	1 部
（4）役員名簿	様式Ｉ－⑥	1 部	1 部
（5）過去 2 年間の納税証明書の写し（法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書） ※未納がない証明でもよい。 法人の場合 ・・・ 法人の「納税証明書その 3 の 3」（法人税、消費税、地方消費税） 法人以外の場合 ・・・ 団体の代表者の「納税証明書その 3 の 2」（申告所得税、消費税、地方消費税）	各種証明書	1 部	1 部
（6）市税の納税確認の同意書 応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団	様式Ｉ－⑦	1 部	1 部

体から 1 部ずつ提出してください（複写の提出の必要はありません）。			
（7）直近 3 事業年度分の財務諸表 「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」の写し（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	関係法令に定める様式	1 部	1 部
（8）財務状況表	様式Ｉ－⑧	1 部	1 部
（9）今期（現事業年度）の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）	関係法令に定める様式	1 部	1 部
（10）直近 3 事業年度分の事業報告書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める様式	1 部	1 部
5. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）			
（1）令和 2 年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し） （障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出）	関係法令に定める様式	1 部	1 部
（2）次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し （認定を受けている場合に提出）	関係法令に定める様式	1 部	1 部
（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し （認定を受けている場合に提出）	関係法令に定める様式	1 部	1 部
（4）青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し （認定を受けている場合に提出）	関係法令に定める様式	1 部	1 部
（5）就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 （高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき、65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合に提出）	関係法令に定める様式	1 部	1 部

（6）ISO14001 登録証、エコアクション 21 認証・登録証、KES 登録証又はエコステージ認証書の写し （いずれかに該当する場合に提出）	関係法令に定める様式	1 部	1 部

6. 公募設置等計画　表紙	様式Ⅱ－①	1 部	20 部
（1）全体計画 ①事業の実施方針 ②施設の配置計画 ③地元への配慮 ④事業の実施体制 ⑤事業スケジュール ⑥リスク管理	様式Ⅱ－②	1 部	20 部
（2）公募対象公園施設に関する計画 ①公募対象公園施設の設置目的 ②公募対象公園施設の建築概要 ③公募対象公園施設の工事の時期、設置又は管理の期間 ④イメージパース ⑤関連図面			
（3）特定公園施設に関する計画 ①特定公園施設の設置目的 ②施設の概要 ③特定公園施設の建設工事の時期、設置又は管理の期間、建設に要する費用の負担の方法 ④関連図面			
（4）利便増進施設に関する計画 ①利便増進施設の設置目的 ②施設の概要・施設内容、設置場所、面積、材質（構造）など ③関連図面			
（5）公園及び施設の管理運営計画 （公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設） ①施設の管理運営 ②公園の魅力向上			
（6）資金調達計画及び事業収支計画	様式Ⅱ－③－1 及び 様式Ⅱ－③	1 部	20 部

	－2		
（7）価格提案書	様式Ⅱ－④	1部	20部

7．堺市原池公園等管理運営事業に係る応募申請書 （グループ応募の場合は、グループとして作成） 堺市公園等指定管理者指定申請書及び堺市スポーツ施設指定管理者指定申請書	様式Ⅲ－①－1及び様式Ⅲ－①－2	1部	20部
8．指定管理者事業計画書			
（1）企画提案書 ・管理の基本方針 ・平等利用・安全の確保 ・安定的な経営資源 ・財務規模、組織状況 ・事業実績 ・利用者・利用者ニーズの把握 ・個人情報の保護、情報公開の考え方 ・人権尊重の考え方 ・障害者等への考え方 ・広報・モニタリング計画 ・休館日、開館時間の考え方 ・利用料金の考え方 ・人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ・苦情対応の考え方 ・非常時対策 ・管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針及び第三者への業務委託に関する考え方 ・樹木等植栽の維持管理計画及び方針 ・トレーニング機器等の調達・設置提案 ・目標設定、目標達成の方策 ・自主事業の実施計画①② ・経費削減の考え方・方法 ・管理運営にかかる収支計画 ・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）	様式Ⅲ―②	1部	20部
（2）管理業務に関する収支計画書	様式Ⅲ―③	1部	20部

(3) 自主事業①計画書及び自主事業①収支計画書	様式Ⅲ―④ 及び 様式Ⅲ―⑤	1 部	20 部
(4) スポーツ教室事業計画書及び自主事業②収支計画書	様式Ⅲ―⑥ 及び 様式Ⅲ―⑦	1 部	20 部
(5) トレーニング機器提案詳細	様式Ⅲ―⑧	1 部	20 部
(6) トレーニング機器調達・設置提案書	様式Ⅲ―⑨	1 部	20 部
(7) 障害者雇用等確認書	様式Ⅲ―⑩	1 部	20 部

＜提出書類作成上の注意事項＞

①4.（2)、4.（5）については提出日において発行から 3 か月以内のものとします。

②4.（7)、4.（10）については団体の設立から 3 年以上経過していない場合は、設立年度から直近までのものとします。

③グループ応募の場合、4. 及び 5. については、構成団体ごとに提出願います。

④提出書類はＡ4 版縦方向長辺左綴じを原則とします。ページ番号を付し、インデックスを付けた上で提出してください。Ａ3 版を使用した場合は、Ａ4 版に折り込んでください。

⑤6.（1）～（5）については、Ａ3 版の場合は 8 枚、Ａ4 版の場合は 16 枚を上限として提出してください（両面を使用した場合は、2 枚として計算します)。

⑥提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。

⑦明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

⑧提出書類一式を電子データ（PDF）化したものを CD-R にて 3 部提出してください。

４．選定及び指定に関する事項

（１）選定審査方法

１）P-PFI に係る設置等予定者及び指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）は、別表の選定基準に基づき、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（原池公園）（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により、候補者を選定します。

２）すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を候補者として選定します。なお、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結までに選定された候補者との協議が不調となった場合及び 2.（3）の欠格事項に該当した場合は、次点の候補者を候補者とします。

３）採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ候補者を決定します。

４）審議の結果、すべての候補者について最終得点が P-PFI に関する項目の合計点、指定管理者制度に関する項目の合計点の各々について満点の 60%に満たなかった場合は、適格者なしとします。

（２）選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として候補者を決定し、審査結果を応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和 2 年 10 月中旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わずグループ名、団体名（代表団体・構成団体）及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表します。

（３）指定管理者の指定等

候補者の決定後に、市議会（令和 2 年 12 月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

（４）選定後の手順

１）P-PFI

①公募設置等計画の認定

市は、候補者を選定し、その結果を通知した後、候補者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、候補者は認定計画提出者となります。ただし、本事業は P-PFI と指定管理者制度を併用して同一事業者において一括管理することとしているため、候補者を指定管理者とする議案が議決されなかった場合は、この限りではありません。なお、認定計画提出者となれなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

②協定の締結等

認定計画提出者は、市が認定した公募設置等計画に基づき、市と協議の上、本事業を実施するための包括的な役割分担等について定めた基本協定を締結します。基本協定書の内容（予定）は別紙Ｉ－③のとおりです。

２）指定管理者制度

①協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、堺市原池公園等の管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は別紙Ｉ－④のとおり、年度協定の内容（予定）は別紙Ｉ－⑤のとおりです。なお、協定書の解釈について

疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

②業務の引継ぎ

各施設の指定管理開始日からの管理運営が円滑に開始できるよう、指定管理者としての指定を受けた段階で、必要な引継ぎを行うこととします。引継ぎに要する費用は、すべて指定管理者の負担とします。また、現に当該施設で就労している者については、本人が希望する場合、その雇用の確保に努めてください。

５．その他

（１）注意事項

① 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。

② 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。

③ 応募１団体につき、提案は１件のみとします。

④ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

⑤ 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

⑥ 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。

⑦ 応募書類は欠格事項等の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。

⑧ 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

⑨ 当施設の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。指定を受けた場合は、法人設立設置申告書を市法人諸税課に提出してください。

（２）関係法令の遵守

当施設の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

① 地方自治法及び地方自治法施行令

② 労働基準法、その他の労働関係法令

③ 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

④ 建築基準法

⑤ 文化財保護法

⑥ 農薬取締法、その他農薬関係法令

⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の廃棄物関係法令

⑧ 堺市公園条例及び堺市公園条例施行規則

⑨ 堺市スポーツ施設条例及び堺市スポーツ施設規則

⑩ 堺市個人情報保護条例及び堺市個人情報保護条例施行規則

⑪　堺市情報公開条例及び堺市情報公開条例施行規則
⑫　堺市行政手続条例及び堺市行政手続条例施行規則
⑬　消防法及び堺市火災予防条例
⑭　堺市景観条例、堺市屋外広告物条例
⑮　堺市財産規則、堺市会計規則及び堺市財務規則
⑯　堺市暴力団排除条例
⑰　その他関連法規、要綱、要領、通知等

（３）添付資料

１）共通事項

①　別紙（Ⅰ－①～Ⅰ－⑤）
②　資料編（Ⅰ－①～Ⅰ－②）
③　様式編（Ⅰ－①～Ⅰ－⑧）
④　参考資料

２）P-PFI

①　管理棟・テント・既存公園施設図面等（資料Ⅱ－①）
②　埋設配管図面等（希望者に別途配布）
③　様式編（Ⅱ－①～Ⅱ－④）
④　参考資料

３）指定管理者制度

①　別紙（Ⅲ－①～Ⅲ－⑦）
②　資料編（Ⅲ－①～Ⅲ－⑬）
③　様式編（Ⅲ－①～Ⅲ－⑩）
④　参考資料

■用語の定義

P-PFI	・平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜P-PFI のイメージ＞
公募対象公園施設	・都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等
特定公園施設	・都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	・都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	・P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	・都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	・審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	・公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者
設置許可	・都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	・都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	・都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可。

※「都市公園の質向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省 都市局公園緑地・景観課 ）より 一部引用